

# 糸魚川市公共施設等総合管理指針

## 個別計画

分類：斎場等・一般行政財産

第1	斎場	1P（環境生活課）
第2	墓地	5P（環境生活課）
第3	活性化施設	7P（農林水産課、文化振興課）
第4	その他の施設	14P（こども教育課、文化振興課 商工観光課、青海事務所 企画定住課）

平成31年2月 策定

令和6年3月 改訂

# 第1 斎場

## 1 施設一覧

### (1) 施設総括表（令和5年4月1日現在）

区分	施設数	経過年数別の施設数					
		～10年	～20年	～30年	～40年	～50年	51年～
斎場	2		1			1	

### (2) 施設の詳細（令和5年4月1日現在）

	糸魚川市斎場	能生火葬場
所在地	糸魚川市大字一ノ宮 770 番地	糸魚川市大字鶉石 74 番地
建築年	2012(H24)年	1979(S54)年
敷地面積	10,885.23 m <sup>2</sup>	2,093.00 m <sup>2</sup>
延床面積	1,618.52 m <sup>2</sup>	237.25 m <sup>2</sup>
構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄筋コンクリート造平屋建
炉数	4基	2基

## 2 現状と課題

### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

#### ① 設置経過

平成17年3月の市町合併により、糸魚川地域と能生地域にそれぞれ1か所、計2か所の市営斎場を有することとなり、市内外の火葬需要に対応している。

また、糸魚川地域の火葬場は、平成19年から5年の整備期間を経て施設を更新し、平成24年5月より糸魚川市斎場として供用開始した。

#### ② 整備規模

上記、糸魚川市斎場の施設整備に当たり、年間利用件数や1日当たりの最多火葬件数、必要とされる施設機能や誰もが利用しやすい機能的なスペースの確保を考慮し、故人の尊厳を尊重するとともに、遺族の心情に配慮した施設となるよう整備規模を設定した。

#### ③ 配置状況

糸魚川市斎場は、市内全域の市民から利用されている、主要な斎場である。

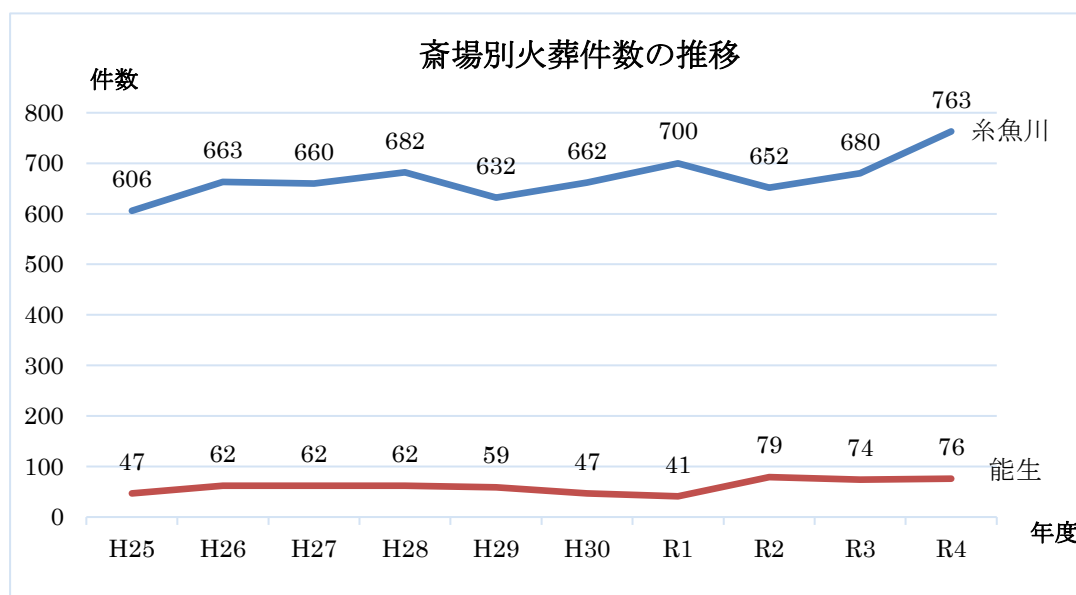
能生火葬場は、能生地域の市民の利用がほとんどであり、利用数に応じた小規模な斎場である。

両施設とも、住宅地から離れた静かで緑の多い場所に位置する。

## (2) 利用状況

糸魚川市斎場は、年度により異なるが、長期的な推移を見ると増加傾向にある。

能生火葬場は、一時期減少したものの、コロナ禍により地元での葬儀が増え、令和2年度以降70件台の利用となっている。



## (3) 課題

- ・長期の安全・安定運営
- ・能生火葬場廃止に関する地元との協議

## 3 分析と評価

### (1) 総合管理指針による分析と評価

墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬を行うため、必要不可欠な施設であり、指定管理者制度の導入をはじめ、適切なサービスを第一に運営を行ってきた。

なお、人口減少や能生火葬場の老朽化に伴い、施設の統廃合による効率的な運営を図る必要がある。

また、定期的な点検・修繕等により建物及び設備の長寿命化を図るとともに、計画的に大規模修繕工事を実施し、火葬サービスの安定化に努めなければならない。

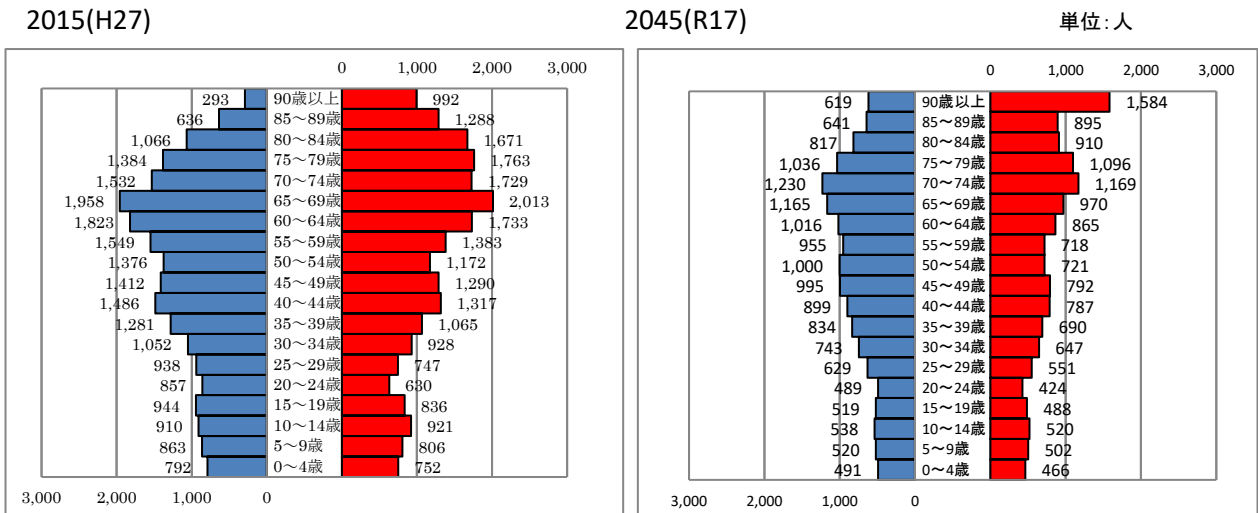
### (2) まちづくりとの関係

現状では、まちづくりとの関係性は低いが、地域社会に必要な社会基盤施設であり、災害時においても必要な機能が保持できるよう、施設整備及び施設運営を図っている。

### (3) 利用者の動向

2025年に団塊の世代が75歳を迎えることから、今後しばらくの間は、現状と同程度で推移すると思われるが、その後は本格的な人口減少社会の到来により、利用者も減少していくと思われる。

人口ピラミッド（国勢調査ベース）



## 4 整備方針

### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

能生火葬場については老朽化に伴い、令和6年度末をもって廃止予定としている。

なお、廃止後は、糸魚川市斎場において市内全域の火葬需要に対応するものとし、火葬炉は、現状の4基2系列を適正規模とする。

### (2) 整備に関する基本的考え方

能生火葬場については、前項のとおりである。

糸魚川市斎場については、供用開始から11年が経過しているが、大きな損傷や設備の機能不全はみられず、概ね良好な状態を維持している。

今後は、年数の経過とともに建物や設備の損傷や不具合が生じることが予測されるため、計画的に点検・修繕等を実施し、施設の長寿命化を図る。

また、計画的に大規模修繕工事を実施し、建物及び設備について維持していくほか、全面的な更新が必要になる時期を令和15年度と想定し、次期大規模改修の整備内容について検討する。

## 5 対策の優先順位の考え方

能生火葬場の廃止については、次期指定管理の仕様等に大きく影響することから、早急に地元との協議を進める。

糸魚川市斎場については、スムーズな火葬運営を行っていくため、火葬炉設備等計画的に定期修繕を行っていく。

6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
糸魚川市斎場	A	A	A	A	A	
能生火葬場	-	-	-	-	-	R 6 年度末廃止（予定）

（A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化）

7 令和元年度から令和 10 年度までの点検・修繕年次実績、計画

・計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間とする。

（単位：百万円）

項目		年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
糸魚川	経常修繕・点検		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	定期修繕											
	1 主燃・再燃炉関係		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2 煙道ダクト関係									○		○
	3 主燃・再燃バーナ関係			○	○				○			
	4 排・送風機関係		○							○		
	5 残灰集塵装置関係			○			○			○		○
	6 計装機器関係					○		○	○			○
	7 各制御盤関係											○
8 公害対策設備関係		○				○	○	○	○	○		
合計金額			14	7	10	12	13	19	15	19	10	12
能生	経常修繕・点検				点検は指定管理に含む							
	定期修繕											
	1 主燃・再燃炉関係			○								
	2 煙道ダクト関係											
	3 主燃・再燃バーナ関係						○					
	4 排・送風機関係											
	5 計装機器関係											
6 各制御盤関係		○										
合計金額			2	2	-	-	1	-	-	-	-	-

※ 上記の計画は、令和 5 年度における総合計画実施計画や予算編成等の調整前の検討資料である。

## 第2 墓地

### 1 施設一覧（令和5年4月1日現在）

No.	名称	所在	面積 m <sup>2</sup>	指定管理者
1	小柳墓地	中浜 345 番地ほか	1,311	小柳納骨霊苑管理会
2	中宿墓地	中宿 46 番地ほか	1,364	中宿区
3	下大野墓地	大野 6603 番地 1 ほか	1,044	下大野墓地管理会
4	新舟共同墓地	大野 5756 番地	975	新舟共同墓地組合
5	小坂地区共同墓地	大野 3473 番地 2 ほか	1,078	小坂地区共同墓地管理組合
6	今村新田墓地	今村新田 387 番地乙	148	今村新田墓地管理組合
7	タンク山墓地	青海 1247 番地 1	1,321	タンク山墓地管理組合
8	石垣墓地	青海 1229 番地 1	924	石垣墓地管理組合
9	玉ノ木墓地	市振 1041 番地ほか	545	玉ノ木墓地管理組合
	合計		8,710	

### 2 現状と課題

#### (1) これまでの経過

墓地については、過去の土地制度や市町村合併の変遷により、元来、地元住民が所有・管理してきた共同墓地（集落有等）が名目上、市の名義になっているものであり、一般的な公営墓地とは性格が異なる。

これらは、過去の経緯や実態においても、地元住民による総有墓地であり、その利用権は入会権（共同体を構成する住民が、ともに支配する権利。）的なものと考えられる。

#### (2) 利用状況

一部、残区画が見られるものの、利用状況としてはほぼ埋まっており、そのほとんどは個人墓地として利用されている。

また、人口減少や高齢化の進行、価値観の多様化等により、一部において無縁となった墓地が見受けられる。

#### (3) 課題

実質、地区所有と捉えており、指定管理制度によらない地元管理に向けた検討を行う。

### 3 分析と評価

#### (1) 総合管理指針による分析と評価

前述のとおり、土地の名義は糸魚川市となっているが、実質的には、地区で所有・管理しており、運営状況は良好である。

#### (2) 利用者の動向

墓地の所有者等が遠方に居住しているケースが増え、今後の管理を考慮し、居住地等への改葬申請が増えている。

### 4 整備方針

#### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

当市においては、寺院及び地区、個人で墓地を所有・管理しているケースが多いことから、市としては適正配置等を考慮しない。

#### (2) 整備に関する基本的考え方

現存の墓地については、設置経過から地元が維持保全を行う。

また、前項の考え方のとおり、市として新たな整備は行わない。

### 5 地区管理方法の検討

墓地管理は指定管理者制度になじまない面があることから、市有財産の貸付方式など新たな管理方法について検討を行う。

## 第3 活性化施設等

### 1 施設一覧

#### (1) 施設総括表（令和5年4月1日現在）

区分	施設数	経過年数別の施設数					
		～10年	～20年	～30年	～40年	～50年	51年～
活性化施設 (農林水産課)	3		1	2			
活性化施設 (文化振興課)	1			1			
計	4		1	3			

#### (2) 施設の詳細（令和5年4月1日現在）

施設名称	代表所在地	建築年	経年数	延床面積㎡	構造	階層
木地屋の里 民俗資料館 文化センター	大字大所 797-1	1994 H6	29	212.16	木造	2
		1994 H6	29	284.70	木造一部RC	2
上路山村振興センター	大字上路 1097-1	2005 H17	18	99.87	木造	1
焼山の里ふれあいセンター	大字中川原新田 97-1	1997 H9	26	602.60	鉄骨造	1
おててこ会館	大字山寺 1997	2001 H13	22	426.4	鉄骨造	1
計				1,625.73		

### 2 現状と課題

#### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

##### ① 設置経過

施設名称	補助事業名	開設日
ア 木地屋の里	新山村振興農林漁業事業	平成6年12月12日
イ 上路山村振興センター	辺地対策事業	平成17年11月1日
ウ 焼山の里ふれあいセンター	県営中山間地総合整備事業	平成9年12月22日
エ おててこ会館	県営中山間地総合整備事業	平成12年12月16日

#### ア 木地屋の里

木地屋の歴史的資料を展示活用し伝統技術の継承をするとともに、時代に即した木地製品の開発、恵まれた山林資材の活用等を総合的に事業化し、現代の都市住民に山村文化の豊かさを体験的に提供する場として、「木地屋の里」を設置した。

また、木地屋の里施設管理組合が指定管理者として、施設を管理している。



イ 上路山村振興センター

上路地区のコンパクトな集落の特性を生かし、山姥神社周辺を「山姥文化の拠点」と位置付け、また蕎麦による地区の活性化や更なる誘客を図り、地区住民の収入の増加を目的に「上路山村振興センター」を設置した。管理運営は上路生産組合が行っている。

ウ 焼山の里ふれあいセンター

上早川地域の産業振興と福祉の増進に寄与し、市民交流の場及び都市交流の場として設置した。焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会が指定管理者として、施設を管理運営している。

エ おててこ会館

山寺集落は、国の重要無形民俗文化財である「根知山寺の延年」を保存・伝承している。これを後世に継承し、地域文化の発展に寄与するとともに、都市交流の場として利用するため、平成13年に整備した。

糸魚川市おててこ会館管理運営委員会が指定管理者として管理運営している。

② 整備規模

ア 木地屋の里

施設は、「現代の都市住民に山村文化の豊かさを体験的に提供する」という目的に合致した補助メニューを活用し、木地屋集落の旧民家を移築した。

イ 上路山村振興センター

「蕎麦による地区の活性化や交流人口の拡大」の目的に合致した補助メニューを活用して整備し、そば打ち室、厨房、食堂を有する面積としている。

ウ 焼山の里ふれあいセンター

鉄骨平屋建で床面積は概ね600㎡となっており、多目的ホール、加工室、農作物調理室、会議室を有しており、豪雪地域の積雪基準に沿った構造と事業規模に応じている。

「地域の交流の場や交流人口の確保など地域の活性化の促進」の目的に合致した補助メニューを活用して整備した。

エ おててこ会館

整備規模の設定は特にないが、市内の集会施設を参考に規模設定されている。

## (2) 利用状況

### ① 配置状況

大所地区、上路地区、上早川地区及び根知地区に設置し、地域振興や交流人口確保の拠点施設としている。

### ② 利用状況

#### ア 木地屋の里

令和3年度から食堂等の営業、すべてのイベントを廃止し、木地屋文化の伝承を主とする運営に方針転換を行った。「木地師集落にある木地屋文化」の意味を伝えるべく、文化センター内に展示スペースを設け、企画展を開催し誘客を図っている。

#### イ 上路山村振興センター

平成29年からは、集落支援員による「やまんばかへ」が月1回開催され、地区住民の憩いの場として利用されている。

#### ウ 焼山の里ふれあいセンター

年間を通じて地区のサークル活動や地区行事など地区住民が頻繁に利用しているほか、週2回センター運営直売所を開催している。

上早川地区の地元産野菜や果物等を販売しており、多くの市民と地区の温泉利用客に利用され、地産地消の推進や交流の場としても活用されている。

#### エ おててこ会館

「根知山寺の延年」の練習で利用しているほか、文化講演会等を実施し、根知地区の文化財の保存継承活動や根知地区の交流活動等で利用されている。

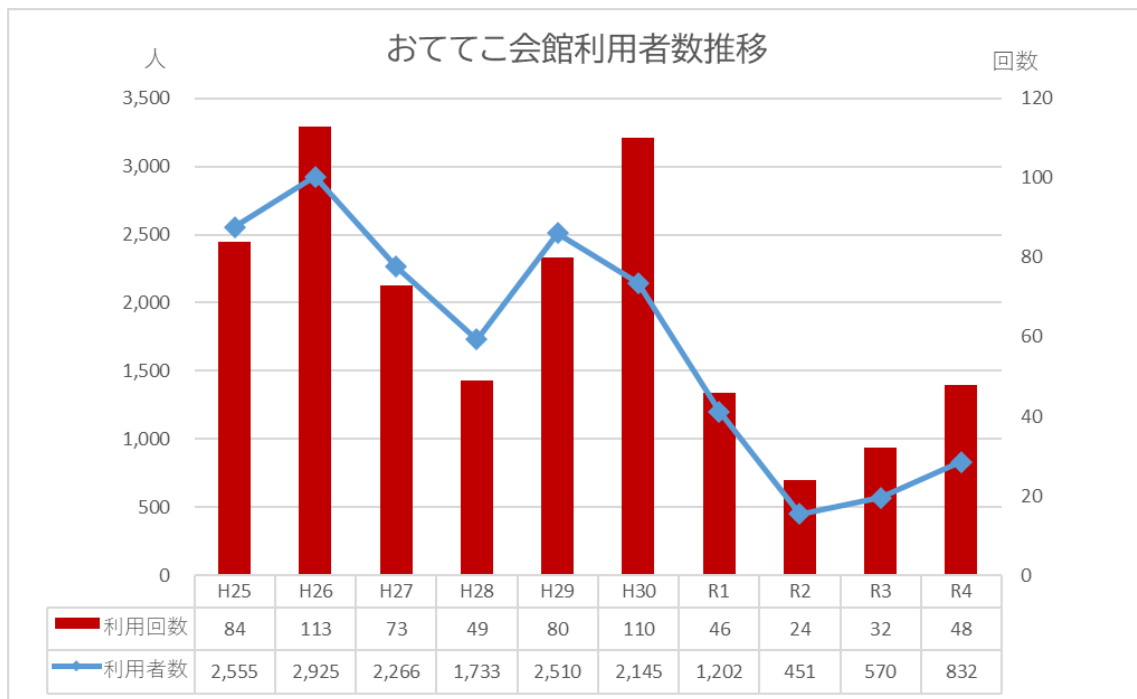
【利用状況一覧】

農林水産課所管施設

単位：人

	利用者数					
	H30	R1	R2	R3	R4	増減 (R4-H30)
ア 木地屋の里	1,826	1,239	260	481	322	△1,504
イ 上路山村振興センター	150	150	220	192	264	114
ウ 焼山の里ふれあいセンター	2,763	1,548	1,330	1,289	1,560	△1,203
合計	4,739	2,937	1,810	1,962	2,146	△2,593

文化振興課所管施設



(3) 課題

ア 木地屋の里

管理組合の高齢化が進み、後継者の確保が課題である。

また、民俗資料館は移築後 29 年が経過したことから、展示方法などを見直す必要がある。

イ 上路山村振興センター

地域住民の高齢化が進み、担い手の確保が課題である。山姥文化の拠点施設としてではなく、集会施設の役割が主である。

ウ 焼山の里ふれあいセンター

建築から 26 年経過しており、施設の老朽化が進みつつある。様々な用途に応じた部屋を備えている大型施設であるため、計画的な修繕などにより建物の維持管理と機能維持に努めていく必要がある。

エ おててこ会館

国の指定文化財の保存、伝承等を目的とした文化系施設であることから、活性化施設の中では特殊な経過や実情を有している。

現状、根知地区民により構成された管理運営委員会を指定管理者としているが、人口減少及び高齢化等が進んでおり、委員の選出困難、文化の担い手不足が顕著に現れている。

### 3 分析と評価

#### (1) 総合管理指針による分析と評価

ア 木地屋の里

木地屋の里施設管理組合により、適切な維持管理と運営が行われている。

木地屋文化を伝承する場として、設置目的に沿って利用されている。

イ 上路山村振興センター

上路生産組合により、適切な維持管理と運営が行われている。

地域活性化の拠点施設として、設置目的に沿って利用されている。

ウ 焼山の里ふれあいセンター

焼山の里ふれあいセンター等管理運営協議会により、適切な維持管理と運営が行われている。

また、市民交流の場及び地産地消推進の場として、直売所での地物野菜等の販売や各種イベントの拠点施設として利用されており、設置に沿って利用されている。

エ おててこ会館

指定管理者である管理運営委員会により、維持管理と運営が行われている。

設置目的に合致した利用であるものの、地区住民と利用者数の減少傾向が顕著であり、地域総がかりによる工夫と、実情に応じた効率的・効果的な管理を行う必要がある。

#### (2) 利用者の動向

ア 木地屋の里

都市住民に木地屋文化の伝承の場として、設置目的に沿って利用されているが、食堂等の便益機能を廃止したことから、減少するものと考えられる。

イ 上路山村振興センター

地区住民の交流の場として利用されているが、高齢化により少ない状況で推移する。

ウ 焼山の里ふれあいセンター

上早川地区のサークル活動やイベントなど多く利用されている。

また、市民や観光客（温泉利用者）が直売所に立ち寄るなど、地産地消の推進及び市民や観光客との交流の場としても多く利用されており、現状維持の見込みである。

#### エ おててこ会館

主として、山寺地区民による文化伝承や交流の場として利用されているが、人口減少及び高齢化の影響で、近年の利用者は減少傾向にあり、今後も減少し続ける見込みである。

### (3) まちづくりとの関係

大所地区、上路地区、上早川地区及び根知地区は、少子高齢化や人口減少が顕著である。

しかしながら、地区の賑わい施設、まちづくりの中心施設、又は文化伝承の拠点として地区住民が熱心に活動しており、高齢化時代の「生活とまちづくりの課題」そのものと言える。

## 4 整備方針

### (1) 整備に関する基本的な考え方

#### ア 木地屋の里

都市住民に木地屋文化を伝承する場として位置付け、可能な限り持続させ、適切な維持管理に努めるが、大規模修繕が発生する場合に、そのあり方を検討していく。

#### イ 上路山村振興センター

地区の活性化を担う施設として維持するが、地区内には公民館もあることから、両施設利用状況等を調査し、住民と意見交換しながら、施設のあり方を検討していく。

#### ウ 焼山の里ふれあいセンター

市民交流の場及び都市交流の場としての充実を図りながら、適切な維持管理に努める。大規模修繕が発生する場合に、そのあり方を検討していく。

#### エ おててこ会館

国の指定文化財の保存、伝承等を目的とした施設としての設置経緯から当面現状を維持しながら、大規模修繕が発生する前に、今後のあり方を検討していく。

山寺地区のみならず根知地区全体の人口の推移を見ながら、指定管理や業務委託及び貸付等、管理形態について協議を行う。

## 5 対策の優先順位の考え方

原則として後述の施設点検の結果及び築後経過年数から優先順位を判断する。なお、それだけでは順位付けが難しい場合、施設利用状況などその他情報も考慮し、総合的に判断する。

6 個別施設の状況等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
木地屋の里	A	A	A	A	A	
上路山村振興センター	B	B	A	A	A	
焼山の里ふれあいセンター	B	A	B	B	B	
おててこ会館	A	A	B	B	B	

(A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化)

7 その他

第3次糸魚川市総合計画の施策の方向は、以下のとおりである。

<p>文化財の適正収蔵と公開の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財を適正に保存・活用するため、展示や管理運営方法を見直し、既存施設の有効活用等による施設整備を図るとともに、計画的な企画展、特別展、巡回展の開催などによる指定文化財の積極的な公開と解説の機会増を図ります。</li> </ul>
--

8 令和元年度から令和10年度までの検討計画

・計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

スケジュール						
年度	R1 ~ R5	R6	R7	R8	R9	R10
内容				あり方を検討していく。		

## 第4 その他の行政施設

### 第4-1 旧ぎんなん荘（こども教育課）

#### 1 施設概要（令和5年4月1日現在）

施設名称	代表所在地	建築年（経過年数）	延床面積 m <sup>2</sup>	構造	階層
旧ぎんなん荘	能生 9381 番地 2	1991 H03 (32)	502.00	木造	2

#### 2 現状と課題

##### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

###### ① 設置経過

これまで教職員住宅であった「ぎんなん荘」を、市外からの就学を支援するため、平成27年度に改修し、市内の高等学校に在籍する高校生の寄宿舎として活用を開始した。

###### ② 整備規模

旧教職員住宅の転用で、平成27年度の県立海洋高校の生徒状況を勘案して、16部屋の規模としている。

###### ③ 配置状況

県立海洋高校が近く、能生地域に1か所を配置している。

##### (2) 利用状況

現在は、市内の高等学校に在籍する高校生が利用している。

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
12人	13人	16人	14人	16人

##### (3) 課題

施設運営は順調で、当面大規模修繕の必要はなく、快適な環境づくりに努める。

#### 3 分析と評価

##### (1) 総合管理指針による分析と評価

設置目的に沿った運営を行っており、良好である。

##### (2) まちづくりとの関係

現状ではまちづくりとの関係性は低いですが、市内の高等学校存続のためにも必要な施設である。また、将来的な市内就業につながる可能性があることから、人口減少対策に寄与することが期待できる。

##### (3) 利用者の動向

現在、市内の高等学校への入学希望者が定員を割れている状況が続いているが、各学校が独自の魅力を発信しているため、今後も定員に近い利用者数で推移すると考える。

#### 4 整備方針

##### (1) 整備に関する基本的考え方

当面整備の予定はなく、今後、県の高等学校再編計画の動向に留意しながら、市内3高等学校と連携をとって就学支援に努めることとする。

なお、当面は適正な維持管理に努めるが、大規模修繕が生じる場合は、民間施設の活用も視野に入れ、施設のあり方を検討する。

#### 5 対策の優先順位の考え方

原則として施設点検の結果及び築後経過年数から優先順位を判断する。なお、それだけでは順位付けが難しい場合、施設利用状況などその他情報も考慮し、総合的に判断する。

#### 6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
旧ぎんなん荘	B	B	B	A	A	

(A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化)

#### 7 令和元年度から令和10年度までの修繕計画

・計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

単位：千円

スケジュール						
年度	R元～R5	R6	R7	R8	R9	R10
内容			階段・廊下 鉄部のさび落 とし・塗装 2,200	屋根塗装・ 外壁塗装等 更新 6,200		

#### 8 その他

##### (1) 普通財産の使用許可

経過 市内県立高等学校3校へ遠距離通学する女子生徒用宿舎とするため、平成30年4月1日から普通財産の貸付を開始。

貸付料 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため無償とする(糸魚川市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号)。



## 第4-2 井陵倉庫（文化振興課）

### 1 施設概要（令和5年4月1日現在）

施設名称	代表所在地	建築年（経過年数）	延床面積 m <sup>2</sup>	構造	階層
井陵倉庫	能生 3776-32	1975 昭 50(48)	388.44	RC造	2

※ RC造：鉄筋コンクリート造

### 2 現状と課題

#### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

##### ① 設置経過

社団法人能水会が旧能生水産高等学校の研修施設「能生水会館」として設置した。昭和50年5月竣工で、平成13年12月に能水会から旧能生町に寄付された際に、宿泊施設から文化財倉庫へと用途換えを行い、民俗資料や民具、発掘調査の遺物等を収蔵する施設となった。

平成16年月3月改修工事とともに井陵倉庫に名称変更、同年8月に外溝工事を行った。

##### ② 整備規模

寄付物件であることから規模の検証は行わないが、文化財資料の倉庫として、10年ほど維持できる規模と考える。

##### ③ 配置状況

文化財の収蔵という機能限定の倉庫としては、ほかに青海地域の旧歌外波小学校がある。

#### (2) 利用状況

収蔵量は、施設延べ床面積の3割程度であるが、他施設の文化財も保管していくことになるため、収納量は増えていくことになる。

#### (3) 課題

遺物、民具等の保管場所として利用しているものの、保管後の整理やスペース配分に改良の余地があり、より有効な使用について検討を要する。また、能生歴史民俗資料館の民具等を井陵倉庫で保管することとし、文化振興課の保管場所として、より一層、合理的・効率的に使用することが求められている。なお、文化財の退色の要因となる紫外線対策が不十分な部屋が複数あるため、使用時には改善が必要である。

### 3 分析と評価

#### (1) 総管理指針による分析と評価

文化財の収蔵に目的どおりに利用している一方で、他施設でも保管する文化財及び今後保管が必要となる文化財があることから、効率性や一貫性を考え、より容量の大きな施設での収蔵を検討しなければならない。

しかしながら、合理性を考えると、まず未利用市有施設の一時利用を検討すべきであり、いづれにしても他の施設の用途廃止や機能移転などの状況変化に合わせて、総合的な検討を行うことになる。

この課題は喫緊の課題であり、検討開始の時期であると認識している。

## (2) まちづくりとの関係

直接、まちづくりとの関係性はないが、地域の文化遺産、伝統文化の保護活用の面で、表面に現れないが文化財保存の基礎部分として機能を発揮している。

## 4 整備方針

### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

市全体の収蔵庫を考えたとき、総量は不足している。

今後、更新を行わないこととし、未利用市有施設の一時的活用や、他施設との統合又は複合化を求めるなど、代替による施設配置を検討することを第一とする。

このことを踏まえ、博物館を含めた文化施設全体の収蔵機能のあり方を検討開始する。

### (2) 整備に関する基本的考え方

当施設の老朽化に加え、歴史民俗資料館についても同様に民具や文化財を保管していることから、一体的な管理が可能な代替施設の検討と既存施設の廃止を検討する。

## 5 対策の優先順位の考え方

原則として、施設の更新は行わず、未利用市有施設の利用を検討していく。

## 6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
井陵倉庫	A	B	C	C	C	

(A概ね良好 B部分的に劣化 C広範囲に劣化 D広範囲に著しい劣化)

## 7 その他

第3次糸魚川市総合計画の施策の方向は、以下のとおりである。

### 文化財の適正収蔵と公開の強化

- 文化財を適正に保存・活用するため、展示や管理運営方法を見直し、既存施設の有効活用等による施設整備を図るとともに、計画的な企画展、特別展、巡回展の開催などによる指定文化財の積極的な公開と解説の機会増を図ります。

8 令和元年度から令和10年度までの検討計画

・計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

スケジュール						
施設／年度	R1 ~ R5	R6	R7	R8	R9	R10
井陵倉庫		現状は、計画なし。				
収蔵機能		あり方の検討				

第4-3 多目的集会施設（商工観光課）

1 施設概要（令和5年4月1日現在）

施設名称	代表所在地	建築年（経過年数）	延床面積 m <sup>2</sup>	構造	階層
多目的集会施設	大字大野 214-2	1989 平 1 (34)	1,267.34	RC造	2

※ RC造：鉄筋コンクリート造

2 現状と課題

(1) これまでの施設整備規模、配置状況

① 設置経過

当該施設は、宿泊施設（パークイン美山）として平成元年に建築された施設であり、施設の老朽化に伴って利用者数が減少し、宿泊施設としての利用価値が減少したため、平成14年9月で宿泊施設の機能を廃止した。以後は多目的集会施設（市民クラブハウス美山）として使用、令和3年度に施設1階を部分的にテレワークスペースとして改修し、令和4年6月から新たに供用を開始した。現在の施設の愛称は「クラブハウス美山」である。

現在、ワークスペース、ミーティングルーム、スタジオ、フリースペース、コミュニケーションキッチンを供用している。

② 整備規模・配置状況

かつての宿泊施設の転用施設であり、規模等は設定しない。

(2) 利用状況

テレワークスペースとして供用開始後は、ワーケーションの拠点施設として企業合宿に利用されるほか、市内外のアクティブな人が集う新たなプロジェクトが生まれる場所として、改修前と比較して利用者は大幅に増加している。また、リノベーションに合わせて、7千冊を超える多様な児童図書ライブラリー「紅梅文庫」を常設展示しており、親子世代の利用のほか、緑に囲まれた静かな空間には、高齢者から学生まで、学習スペースとしての利用もみられる。

令和4年度

開設期間 6月1日～3月31日（12月29日～1月3日は休館）

利用人数 896人

参考：目標値 ※地方創生テレワーク推進実施計画から抜粋

評価指標	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設を利用する企業数（社・団体）	4	5	6
施設を利用する企業における、所在都道府県外の企業数（社・団体）	3	3	3
施設の利用者数（人）	150	220	300
施設の利用者における、所在都道府県外の利用者の割合（%）	50	55	60
移住者数（人）	3	4	5

### (3) 課題

市民へのテレワークの普及が喫緊の課題であり、有料のワークスペースの利用が少なく、維持管理経費に対し使用料収入が少ない。

施設2階の有効利用（企業向けのサテライトオフィスとして貸出など）を検討するほか、美山公園の利活用促進と安定した収入の確保が課題である。

## 3 分析と評価

### (1) 総合管理指針による分析と評価

ワークスペースとして首都圏等の企業及びリモートワーカーの誘致につなげているだけでなく、コミュニティ創出の場としても利用されており、市内外のアクティブな人が集まる「拠点」を整備するといった設置目的を十分果たしている。

### (2) まちづくりとの関係

コミュニティマネージャーを配置し、各種イベントの実施等で交流を促進するなど、まちづくりとの関係性は非常に深い。

### (3) 利用者の動向

主な利用者は、定期利用の市民、不定期利用の市外からのリモートワーカー、イベント参加者等であり、利用者同士の交流から新たなプロジェクトも生まれている。

## 4 整備方針

### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

改修済みの部分については現状維持を基本とする。

### (2) 整備に関する基本的考え方

未改修（未利用）部分については、ニーズに応じて第二期整備の検討を行う。

## 5 対策の優先順位の考え方

築 35 年が経過することから、屋根や外壁の防水機能の低下が見られており、未利用部分については漏水がみられる。令和 3 年度の改修の際に見られた外壁からの漏水は修繕済み。施設利用状況や社会的な情勢を考慮し、対策方法は総合的に判断する。

## 6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
多目的集会施設（改修済）	—	—	A	A	A	
多目的集会施設（未改修）	C	C	B	B	B	

(A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化)

## 7 令和元年度から令和 10 年度までの検討計画

・計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間とする。

単位：千円

スケジュール					
年度	R1～R2	R3	R4	R5	R6～R10
内容		施設改修工事ほか 52,158 千円	光ケーブル配管 敷設修繕ほか 1,999 千円		第二期整備（未利用部分）の検討

### 第 4 - 4 ピアタウン青海多目的施設（ほっこり館）（青海事務所）

#### 1 施設概要（令和 5 年 4 月 1 日現在）

施設名称	代表所在地	建築年（経過年数）	延床面積 m <sup>2</sup>	構造	階層
ほっこり館	大字須沢 2616-1	2015 平 27(8)	126.18	木造	1

#### 2 現状と課題

##### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

##### ① 設置経過

平成 27 年に新幹線高架下のスペースを利用して、高齢者の外出促進や健康づくり・介護予防、多世代交流などの場として施設をオープンした。

##### ② 整備規模

施設規模の設定はないが、気軽に集まる場として小規模な施設である。

### ③ 配置状況

市道青海通線に接しアクセスしやすく、新幹線高架下商店街や近隣スーパー等からの流動性も活かせる位置に配置している。

### (2) 利用状況

単位：人

年 度	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
利用者数	1,769	6,506	7,262	8,334	7,644	4,979	5,918	7,346

### (3) 課題

栄養バランスのとれた日替り定食を提供しており、平日のお昼時は利用者が多い一方、その他の時間帯については利用者が少ない傾向にあり、利用促進が課題である。

## 3 分析と評価

### (1) 総管理指針による分析と評価

地域高齢者の集いの場、生きがいつくりの場として定着しつつあるが、子どもから高齢者までの多世代の地域住民による交流の場となるよう、取り組み強化を図る必要がある。

### (2) まちづくりとの関係

まちづくりとの関係性は高くはないが、高齢者だけではなく、いろんな人が集まる場所として役割を果たしている。

### (3) 利用者の動向

利用者は固定化しており、拡大方法を検討する必要がある。

## 4 整備方針

### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

規模、配置ともに適正と考えられる。

### (2) 整備に関する基本的考え方

大規模な修繕の予定はないが、各設備において計画的に修繕を行う。

## 5 対策の優先順位の考え方

原則として施設点検の結果及び築後経過年数から優先順位を判断する。なお、それだけでは順位付けが難しい場合、施設利用状況などその他情報も考慮し、総合的に判断する。

6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋根 屋上	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
ピアタウン青海 多目的施設	A	A	A	A	A	

(A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化)

7 令和元年度から令和10年度までの検討計画

・計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

スケジュール						
年度	R1～R5	R6	R7	R8	R9	R10
内容		現状は、計画なし。				

※上記の計画は、令和5年度における総合計画実施計画や予算編成等の調整前の検討資料である。

## 第4-5 移住体験交流施設（企画定住課）

### 1 施設一覧

#### (1) 施設総括表（令和5年4月1日現在）

区分	施設数	経過年数別の施設数					
		～10年	～20年	～30年	～40年	～50年	51年～
移住体験交流施設	1						1

#### (2) 施設の詳細（令和5年4月1日現在）

施設名称	代表所在地	建築年（経過年数）	延床面積 m <sup>2</sup>	構造	階層
移住体験交流施設水上	東中 809	1933 昭 8 (90)	183.46	木造	2

### 2 現状と課題

#### (1) これまでの施設整備規模、配置状況

##### ① 設置経過

お試し居住施設として、糸魚川暮らしの体験を通じて、移住希望者の移住・定住につなげることを目的として、平成30年度新潟県移住者受入体制支援モデル事業補助金を活用し、平成31年に設置した。

また、移住希望者に対しては、糸魚川市ホームページやLOCALMATCHなどの移住プラットフォームで当該施設のPRを行ってきた。

##### ② 整備規模

移住希望者定員6人が滞在可能な小規模な施設である。

##### ③ 配置状況

根知地区東中集落内に位置しており、田舎の原風景を施設利用者に体験してもらうことを目的として当該位置に設置している。

#### (2) 利用状況

利用者数（R5.3月末現在）

年度	合計		移住体験		柔軟な働き方体験		特記事項等
	組数	人数	単身	世帯・グループ	単身	世帯・グループ	
R 2	0	0	0	0	0	0	※注
R 3	11	24	2	18	2	2	
R 4	14	38	5	14	1	18	

※注 新型コロナウイルス感染拡大予防のため施設の利用制限を行っていたため、利用者は0となった。



### (3) 課題

田舎の原風景に合う古民家であることがポイントであるため、施設は昭和8年建築されたものであり、昭和56年に改正された建築基準法の耐震基準を満たしておらず、また、外観上外壁の腐食が見られる。トイレ、キッチン、入浴設備はリフォーム済みではあるものの、長期間利用していくための、外壁、屋根、サッシ、電気配線等の維持管理が求められる。

## 3 分析と評価

### (1) 総合管理指針による分析と評価

移住や柔軟な働き方（テレワーク）の体験施設の場として定着しつつあるが、移住体験者と地域住民との交流の場としての活用もなされるよう、取り組み強化を図る必要がある。

### (2) まちづくりとの関係

移住希望者が定住後に地域づくりに参画する仕組みの理解を深めるとともに、地域住民との人間関係を事前に構築するため、移住地域住民との交流の場やイベント会場としても活用する。

### (3) 利用者の動向

地方移住や柔軟な働き方（テレワークなど）が一般的になる中、利用者は拡大傾向にある。施設利用が移住の後押しとなるよう、施設の機能維持・改善及び地域との接点の創出や体験・コンテンツの拡充など、ハード・ソフト両面の充実を図っていく。

## 4 整備方針

### (1) 適正規模、適正配置の基本的考え方

利用者は単身ならびに家族及びグループで最大5名程度であり、規模的には適正である。また、お試し移住施設は1施設のみであり現状適正と考えられる。

### (2) 整備に関する基本的考え方

大規模な修繕の予定はないが、移住体験者が快適に施設を利用できるように機能の維持を行う。

## 5 対策の優先順位の考え方

原則として後述の施設点検の結果及び築後経過年数から優先順位を判断する。なお、それだけでは順位付けが難しい場合、施設利用状況や防災機能（避難所指定）などその他情報も考慮し、総合的に判断する。

## 6 個別施設の状態等

施設名	劣化の状況					特記事項等
	屋上 屋根	外壁	内部 仕上	電気 設備	機械 設備	
移住体験交流 施設水上	B	B	B	A	A	

(A 概ね良好 B 部分的に劣化 C 広範囲に劣化 D 広範囲に著しい劣化)

7 令和元年度から令和10年度までの検討計画

- ・計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間とする。

スケジュール						
年度	R1～R5	R6	R7	R8	R9	R10
内容		現状は、計画なし。				

※上記の計画は、令和5年度における総合計画実施計画や予算編成等の調整前の検討資料である。